

長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱 新旧対照表

改正後 (新)	現行 (旧)
長崎県建設工事入札参加者格付要綱	長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱
～略～ 第4条 1 適格性の審査 ～略～ 2 工事施工能力の審査 ～略～ 3 客観的審査事項 ～略～ 4 主観的審査事項 ～略～ (1) 主観的審査項目 ア 技術的評価項目 ～略～ (イ) 施工実績 ～略～ (エ) 土木施工管理 / CPDS ～略～	～略～ 第4条 (1) 適格性の審査 ～略～ (2) 工事施工能力の審査 ～略～ (3) 客観的審査事項 ～略～ (4) 主観的審査事項 ～略～ ア 主観的審査項目 (イ) 暴力団等排除への取り組み ～略～ (エ) 労働安全衛生への取り組み ～略～

(ア) 建築技術継続能力開発／CPD ～略～ (カ) 技術職員数 ～略～ イ 地域貢献活動評価項目 本評価項目においては次の (ア) から (セ) までの数値を合計したものとす。この場合において、当該合計数値が 180 点を超過するときは、180 点とする。 (ア) 暴力団等排除への取り組み ～略～ (イ) 労働安全衛生への取り組み ～略～ (カ) 建設業従事職員数 ～略～ (ク) 防災協定 ～略～ (ク) 県内企業及び県産材の優先発注 ～略～ (カ) 新規学卒者等雇用 ～略～ (キ) 次世代育成雇用環境の整備（子育て支援） ～略～ (ク) 法定外労働災害補償制度加入者（休業補償） ～略～ (ケ) 第三者賠償責任保険加入者 ～略～	(ア) 防災協定 ～略～ (カ) 施工実績 ～略～ (キ) 技術職員数 ～略～ (ク) 建設業従事職員数 ～略～ (ケ) 土木施工管理／CPDS ～略～ (コ) 建築技術継続能力開発／CPD ～略～ (サ) 障害者雇用 ～略～ (シ) 県内企業及び県産材の優先発注 ～略～ (ス) 新規学卒者等雇用 ～略～ (セ) 次世代育成雇用環境の整備（子育て支援） ～略～ (リ) 法定外労働災害補償制度加入者（休業補償） ～略～ (ハ) 第三者賠償責任保険加入者 ～略～
---	---

(ロ)障害者雇用

～略～

(サ)女性の活躍推進

～略～

(シ)消防団協力

建設業者が審査対象特定日において、市町から「消防団協力事業所」の認定を受けている場合に、該当する工事種類について5点を審査点数に加える。

(ス)ながさき土曜学習応援団

建設業者が審査対象特定日において、長崎県教育委員会から「ながさき土曜学習応援団」設置要綱第4条に定める団員として登録を受け、かつ、審査対象特定日直前1年間に同条に定める支援活動を実施した場合に、該当する工事種類について5点を審査点数に加える。

(セ)協力雇用主登録等

建設業者が協力雇用主として法務省長崎保護観察所に登録した場合、又は協力雇用主として自立更生を支援するため「更生保護法」第48条（平成19年法律第88号）に定める保護観察中の者又は同法第85条に定める更生緊急保護中の者を雇用し、法務省長崎保護観察所長から確認を受けた場合に、該当する工事種類について、次の表の左欄に掲げる区分により右欄に掲げる付与点数を審査点に加える。

区 分	付与点数
審査対象特定日において、協力雇用主として登録している場合	1点
協力雇用主として登録し、審査対象特定日直前1年の間において、同一の保護観察者等を3ヶ月以上雇用した場合	5点

(2)信用度

～略～

第13条 本要綱において審査された格付区分は、平成28年4月1日以降の入札から適用する。

～略～

(チ)女性の活躍推進

～略～

イ 信用度

～略～

第13条 本要綱において審査された格付区分は、平成27年4月1日以降の入札から適用する。

～略～